

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者へ

●**保険料の減免制度** 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により減免が受けられます。対象・要件等は下表をご覧ください。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
対象となる保険料	令和3年度分の保険料で、3年4月1日～4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの ※2年度相当分の保険料の一部についても対象となる場合があります。		
対象・要件	①新型コロナウイルス感染症により、 主たる生計維持者※1 が死亡または重篤な傷病を負った 世帯※2 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、 主たる生計維持者※1 の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入（以下「事業収入等」といいます）の減少が見込まれ、次の⑦～⑩（介護保険料は⑪・⑫）の全てに該当する 世帯※2 世帯の主たる生計維持者について、 ⑦事業収入等のいずれかの 減少額※3 が 前年※4 の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑧ 前年※4 の合計所得金額が1,000万円以下 ⑨当該事業収入等に係る所得以外の 前年※4 所得の合計額が400万円以下		世帯の主たる生計維持者について、 ⑪事業収入等のいずれかの 減少額※3 が 前年※4 の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑫当該事業収入等に係る所得以外の 前年※4 所得の合計額が400万円以下
減免される額	全部または一部（条件によります）		
受付開始日	6月15日(火)	7月15日(休)	7月15日(休)
問合せ	台東区国保コールセンター TEL (4216) 0527 6月15日(火)～7月30日(金) 平日午前9時～午後5時	国民健康保険課 後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491	介護保険課 資格・保険料担当 TEL (5246) 1246・1242

※1、2…後期高齢者医療保険料・介護保険料は、※1を「その者の属する世帯の主たる生計維持者」、※2を「被保険者」と読み替えてください。
※3…保険金、損害賠償等により補填される場合は、その金額を控除します。
※4…前年とは、3年度分の保険料の場合は2年1月1日～12月31日までの1年間を指します。2年度相当分の保険料の場合は平成31年1月1日～令和元年12月31日までの1年間を指します。

●傷病手当金の適用期間が9月30日木まで延長されました

対象国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために就労できなかった方※給与などの支払いを受けている方に限ります。**支給対象となる日数**就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の就労を予定していた日数 **支給額**直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 **適用期間**2年1月1日～3年9月30日（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）

問合せ国民健康保険課給付係 TEL (5246) 1253 後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 TEL 0570-086519

避難情報の名称が変更されました! 避難指示（警戒レベル4）で必ず避難しましょう! 避難勧告は廃止です

問合せ 危機・災害対策課
TEL (5246) 1092

警戒レベル	これまでの避難情報等	5月20日～	新たな避難情報等
5	災害発生状況 (発生を確認したときに発令)	5	緊急安全確保
4	・避難指示（緊急） ・避難勧告	4	避難指示
3	避難準備・高齢者等 避難開始	3	高齢者等避難

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません。

避難の必要性をわかりやすくするため、避難勧告は廃止されました。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

- ・警戒レベル3・4・5は区が発令します。警戒レベル1・2は気象庁が発令します。
- ・警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。災害発生の状況が確認された場合に発令するものですが、避難は警戒レベル4で完了してください。
- ・避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ・荒川氾濫と土砂災害を除く風水害の場合は、自宅の2階以上での在宅避難もご検討ください。風水害時の避難については、区HP（右記二次元コード）をご確認ください。



△**ストップ! ハイトスピーチ**
特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は許されるものではありません。
区では、区有施設の利用者に対する啓発を行っています。利用者の方のご協力をお願いします。

△**問合せ** 人権・男女共同参画課
TEL (5246) 11116

△**問合せ** 生活安全推進課
TEL (5246) 1044



△**問合せ** 区職員が、新型コロナウイルスワクチンに関して、現金を要求することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、迷わず110番または、最寄りの警察署や区役所にご連絡ください。

△**注意**
新型コロナウイルスのワクチン接種に便乗した新たな詐欺が発生しています。
●**ワクチン接種のために予約金が必要**
●**高齢者を対象にPCR検査やワクチン接種ができる**
などと現金を要求する電話は詐欺です。

△**注意**
新型コロナウイルススワクチンに関連した詐欺にご注意ください

△**お知らせ**
新型コロナウイルススワクチンに関連した詐欺にご注意ください